

宮崎市平成30年度地域密着型事業所開設事業者募集に係るQ&A集

	事業所種別	質問	回答	掲載日、要綱等
1	01 全サービス共通	バランスのとれた配置とは、市としては分散させたいということか。	周辺の同種施設での整備状況や高齢者の人口等の地域の状況を踏まえて審査します。	30.5.18 募集要項1-(1)
2	01 全サービス共通	(看護)小規模多機能型居宅介護事業所及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所は1法人で複数応募可能か。	可能です。	30.5.18 募集要項1-(1)
3	01 全サービス共通	地域住民への説明において、施設整備に関して近隣住民等に十分な理解を得られなかった場合、行政として協力を依頼することは可能か。また、今後、そのような支援体制を考えていただければと思うがどうか。	本募集に関しては、行政としての支援は考えていませんが、今年度の状況を踏まえ、質問の内容は、来年度以降の参考にさせていただきます。	30.5.18 募集要項3-(3)
4	01 全サービス共通	着工は平成31年度の何月に開始することで計画するのか。	選定事業者に別途通知しますが、基本的には平成31年4月1日で計画してください(予算要求の状況や、国の補助制度の変更や財政事情等により着工可能日が変わる可能性があります)。	30.5.18 募集要項2-(2)
5	01 全サービス共通	施設に地域交流室を設けることについて、例えば施設の近隣に地域住民の交流ができる公民館等が設けられていれば、施設には不要となるか。	開設する事業所は地域の受け皿として期待されるため、審査においては法人として地域包括ケアについてどのように考え、取り組んでいくか評価することになりますので、近隣に地域住民の交流ができる公民館等の有無に関わらず、申請書には独自の取り組みを記載してください。	30.5.18 募集要項5-(2)
6	01 全サービス共通	例えば、認知症対応型共同生活介護事業所(グループホーム)で3ユニット選定された場合、1ユニット当たりの補助金の額は、3分の1となるのか。	補助金は、1ユニットにつき32,000千円を上限(平成30年4月1日現在)に申請することができますが、審査の段階で募集圏域にバランスのとれた配置を考慮することや、補助金は予算の範囲内において額が決定する点にはご注意ください。	30.5.18 募集要項6-(3)

宮崎市平成30年度地域密着型事業所開設事業者募集に係るQ&A集

	事業所種別	質問	回答	掲載日、要綱等
7	01 全サービス共通	「特定の業者との接触禁止」とあるが、設計業者に関しては、「何社以上であれば、特定の業者との接触とならない」という要件があるのか？	本市から補助金等の交付を受け整備する事業は、設計、工事業者の選定や入札において本市の実施する契約と同等の公平性、競争性を確保し、適正な経費執行が求められます。よって、本募集で開設事業者として選定された後、設計監督料を含めて補助金申請する場合、設計業者に関しては、本市の手続きを準拠する必要があります。 なお、設計業者の選定要件は、事業所の開設を希望する法人種別や設計監督料の契約金額等によって異なるため、開設事業者として選定された後、個別でご相談ください。	30.6.4 募集要項6-(4)-③
8	01 全サービス共通	今回の公募で事業者として選定された後に施設を整備する際、整備費が自己資金だけでは賅えない。その際、整備する施設を担保にして、金融機関から資金を借り入れても良いか。	整備する施設を担保にして、金融機関から資金を借り入れることは問題ありません。 しかし、抵当権が設定されるため、抵当権が実行された場合には、財産処分の手続きや補助金返還の手続き等が必要になる場合がありますので、ご注意ください。	30.6.14 募集要項6
9	01 全サービス共通	納税証明とは、どのようなものを取得すれば良いのか。	募集要項において、市税の滞納がある法人は応募できないこととしています。 つきましては、法人の所在する市町村で「市税の滞納が無いことを証明する書類」を取得し、提出してください。 宮崎市の場合、市民課証明係にて発行しています。	30.7.3 応募書類
10	01 全サービス共通	「自治会・地域住民等の同意書」を提出する必要があるが、応募書類一覧表のチェック内容に「割印があるか」という記載がある。どのように対応すれば良いのか。	同意書の様式は任意としています。 そのため、同意書の様式が1枚目に同意内容、2枚目に同意者の情報が記載される場合等、複数枚に及ぶ場合は割印が必要です。	30.7.3 応募書類一覧表

宮崎市平成30年度地域密着型事業所開設事業者募集に係るQ&A集

	事業所種別	質問	回答	掲載日、要綱等
11	01 全サービス共通	「協力医療機関等との仮契約書又は覚書」を提出する必要があるが、何社以上との契約が望ましい等の要件はあるのか。	協力医療機関との連携が、介護保険事業所の指定に必要であることから審査することとしています。 そのため、介護保険法をはじめとする関係法令及び関係通知、募集要項p.11に記載している基準条例を遵守する必要があります。	30.7.3 応募書類
12	01 全サービス共通	①募集対象事業所の開設に併せ、同法人が運営する既存の介護保険事業所を同一建物に移設する場合、様式第1号審査申請書における建物の面積や事業費等の応募書類の記載方法は、募集対象事業所についてのみ記載するの か。 ②見積書に関して、募集対象事業所と既存の介護保険事業所の工事費等、区別が困難な場合、どのように対応すれば良いか。	①本募集では、募集対象事業所の整備に関する全ての工事内容・収支計画等を踏まえて審査する必要があります。 そのため、同一建物に併設する既存の介護保険事業所の面積や事業費を含めた内容としてください。事業費には、既存の介護保険事業所の解体に関する費用も計上してください。 なお、募集対象事業所と既存の介護保険事業所の面積や事業費の内訳が確認できる応募書類となるよう、必要に応じて資料を添付してください。 ②小規模多機能型居宅介護事業所と既存の介護保険事業所の面積で按分してください。その際、通路やトイレ等、共同利用する面積を含めて按分する必要があります。 なお、按分の根拠が確認できる資料を添付してください。	30.7.3 応募書類

宮崎市平成30年度地域密着型事業所開設事業者募集に係るQ&A集

	事業所種別	質問	回答	掲載日、要綱等
13	02 (看護)小規模多機能型居宅介護事業所	<p>①小規模多機能型居宅介護事業所の開設に併せ、同法人が運営する既存の介護保険事業所を同一建物に移設する場合、補助金交付に影響があるか。</p> <p>②将来的に、小規模多機能型居宅介護事業所を看護小規模多機能型居宅介護事業へ転換する場合、補助金交付に影響があるか。</p>	<p>①小規模多機能型居宅介護事業所の対象経費に関して補助されず(既存の介護保険事業所の解体・移設・整備経費は対象外)。 補助単価に関しては、募集要項p.17または宮崎市地域医療介護総合確保基金事業費補助金(介護施設等整備)交付要綱をご参照ください。</p> <p>②小規模多機能型居宅介護事業所を看護小規模多機能型居宅介護事業所に転換する場合は、補助金返還に該当しません。 なお、移設する介護保険事業所が、過去に補助金の支払いを受けている場合、経過年数等に応じて補助金返還となる場合がありますので、開設事業者として選定された後、個別でご相談ください。</p>	30.6.4 募集要項6-(3)
14	03 認知症対応型共同生活介護事業所(グループホーム)	認知症対応型共同生活介護事業所(グループホーム)は、1圏域あたりに設置するユニット数の制限はあるか。	制限は設けていませんが、審査の段階で募集圏域にバランスのとれた配置を考慮する点にご注意ください。	30.5.18 募集要項1-(1)
15	03 認知症対応型共同生活介護事業所(グループホーム)	認知症対応型共同生活介護事業所(グループホーム)は、募集圏域でない近接する場所で開設することは可能か。	募集圏域以外には開設できません。	30.5.18 募集要項1-(1)